

○「農薬原体の製造方法等の変更に係る事前相談に関する指針について」（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 消安第 5807 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	改 正 前
農薬原体の<u>製造場又は製造工程</u>の変更に係る事前相談に関する指針について （略） 別添 農薬原体の製造場又は製造工程の変更に係る事前相談に関する指針 I 目的 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）<u>においては、法第 3 条第 1 項又は第 34 条第 1 項に基づく登録を受けようとする者に対し、法第 3 条第 2 項（法第 34 条第 6 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同項第 11 号から第 13 号までに掲げる農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度、製造場の名称及び所在地並びに製造工程の記載を含む申請書の提出を求めている。当該申請内容を踏まえ、農薬原体中の有効成分の含有濃度の下限値（必要な場合には上限値及び下限値）、添加物の含有濃度の上限値及び下限値並びに不純物の含有濃度の上限値（以下「原体規格」という。）を設定し、農薬の製造に用いられる農薬原体を管理することとしている。</u> <u>このため、同項第 11 号に掲げる農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度の変更に当たっては、法第 7 条第 1 項（法第 34 条第 6 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく変更の登録の申請を求め、変更後の農薬原体が、原体規格を設定した農薬原体とその成分及び毒性の強さにおいて同等であるか確認することとしているが、このほかにも、農薬の製造に用いら</u>	農薬原体の<u>製造方法等</u>の変更に係る事前相談に関する指針について （略） 別添 農薬原体の製造場又は製造工程の変更に係る事前相談に関する指針 I 目的 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）<u>第 3 条第 1 項又は第 34 条第 1 項の登録に当たっては、法第 3 条第 2 項（法第 34 条第 6 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により提出する申請書には、同項第 11 号から第 13 号までに掲げる農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度、製造場の名称及び所在地並びに製造工程の記載を求め、農薬原体中の有効成分の含有濃度の下限値（必要な場合には上限値及び下限値）、添加物の含有濃度の上限値及び下限値並びに不純物の含有濃度の上限値（以下「原体規格」という。）を設定し、農薬の製造に用いられる農薬原体を管理することとしている。</u> <u>また、法第 3 条第 2 項第 11 号に掲げる農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度を変更しようとするときは、法第 7 条第 1 項（法第 34 条第 6 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により変更の登録の申請を求め、変更後の農薬原体が、原体規格を設定した農薬原体とその成分及び毒性の強さにおいて同等であるか確認することとしている。</u>

れる農薬原体の適切な管理のために、以下の確認を行う必要がある。

法第3条第2項第12号又は第13号に掲げる農薬原体の製造場又は製造工程の変更に当たっては、法第6条第2項（法第34条第6項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく変更の届出を求めることとなっているところ、変更後の製造場又は製造工程により製造された農薬原体の組成が、原体規格を設定した農薬原体と異なることを確認する必要がある。

また、平成29年3月31日までに登録を受けた農薬及び登録の申請を受けた農薬並びにこれらの農薬と同一の有効成分を含有する農薬（以下「既登録農薬等」という。）であって、原体規格が設定されていない有効成分を含有する農薬については、原体規格が設定されるまでの間は、従前どおり、農薬原体の製造工程を変更しないよう管理することとしているが、農薬原体の製造場を変更する場合にあっては、変更後の製造場で製造された農薬原体の組成が、変更前の製造場で製造された農薬原体と同等であることを確認する必要がある。

以上のことから、農薬原体の製造場又は製造工程の変更をしようとする農薬の登録の申請者に対し、法第6条第2項の規定に基づく変更の届出の事前相談を求め、これを受けた農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）が変更後の農薬原体の組成を確認することとする。

本指針は、農薬の登録の申請者からの農薬原体の製造場又は製造工程の変更に係る事前相談に係る手続、必要となる書類、試験成績等の範囲の目安を示すものである。

ただし、天敵には適用しない。

一方、法第3条第2項第12号又は第13号に掲げる農薬原体の製造場又は製造工程に変更が生じたときは、法第6条第2項（法第34条第6項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、その変更を生じた日から2週間以内に変更の届出を提出することとなっている。このため、変更後の製造場又は製造工程により製造された農薬原体の組成が、原体規格を設定した農薬原体と異なることを確認する必要がある。

また、平成29年3月31日までに登録を受けた農薬及び登録の申請を受けた農薬並びにこれらの農薬と同一の有効成分を含有する農薬（以下「既登録農薬等」という。）であって、原体規格が設定されていない有効成分を含有する農薬については、法第7条第1項の規定により法第3条第2項第11号に掲げる農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度の変更の登録の申請がなされ、原体規格を設定しない限り、従前どおり、農薬原体の製造工程を変更しないよう管理することとしているが、農薬の登録事項に原体規格を導入した趣旨を踏まえれば、変更後の製造場で製造された農薬原体の組成が、変更前の製造場で製造された農薬原体と同等であることを確認する必要がある。

このため、農薬原体の製造場又は製造工程の変更を行う場合には、法第6条第2項の規定による変更の届出を行う前に、事前相談により変更後の農薬原体の組成を農林水産省が確認することとする。

本指針は、申請者からの農薬原体の製造場又は製造工程の変更に係る事前相談に係る手続、必要となる書類、試験成績等の範囲の目安を示すものである。

Ⅱ 農薬原体の製造場又は製造工程の変更に係る手続

1. 事前相談の要請

農薬の登録の申請者は、農薬原体の製造場又は製造工程の変更を行う場合であって、2. (1) ①に該当する場合は農林水産省消費・安全局農産安全管理課長（以下「農産安全管理課長」という。）宛てに、2. (1) ②又は(2)に該当する場合はセンター理事長宛てに、事前相談の要請書（別紙様式）を提出する。その際、要請書には、Ⅲの1に記載する試験成績等を添付する。また、農産安全管理課長宛ての要請書は、センターを経由して提出することができる。

なお、原体規格が設定されていない有効成分を含有する農薬原体の製造工程を変更する場合には、法第3条第2項第11号に掲げる事項を変更しようとする場合に該当することから、法第7条第1項の規定に基づき、変更の登録を申請すること。

2. 審査

(1) 原体規格が設定されている農薬原体

① 毒性の比較が必要な場合

原体規格が設定されている農薬原体の製造場又は製造工程の変更の事前相談のうち、有効成分の物理的・化学的性状及び農薬原体の組成に係る審査に関するガイダンス（令和7年10月1日付け7消安第3924号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）第3の2(6)②イの毒性の比較による同等性の審査（以下「毒性の比較」という。）が必要な場合は、センター及び農林水産省消費・安全局農産安全管理課において審査を行う。

② 毒性の比較が不要な場合

原体規格が設定されている農薬原体の製造場又は製造工程の変更の事前

Ⅱ 農薬原体の製造場又は製造工程の変更に係る手続

1. 事前相談の要請

農薬の登録の申請者は、農薬原体の製造場又は製造工程の変更を行う場合には、農林水産省消費・安全局農産安全管理課長宛てに、事前相談の要請書（別紙様式）を提出する。その際、要請書には、Ⅲの1に記載する試験成績等を添付する。また、要請書は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）を経由して提出することができる。

なお、原体規格が設定されていない有効成分を含有する農薬原体の製造工程を変更する場合には、法第7条第1項の規定による法第3条第2項第11号に掲げる農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度の変更の登録を申請すること。

2. 審査

(1) 原体規格が設定されている有効成分を含有する農薬原体

原体規格が設定されている有効成分を含有する農薬原体の製造場又は製造工程の変更の事前相談については、センター及び農林水産省消費・安全局農産安全管理課（以下「農産安全管理課」という。）において審査を行う。

なお、センター及び農産安全管理課における審査の過程において、必要となる場合には、申請者に資料の追加提出を求めることがある。

(新設)

相談のうち、毒性の比較が不要な場合は、センターにおいて審査を行う。

(2) 原体規格が設定されていない農薬原体

既登録農薬等の有効成分であって、原体規格が設定されていない農薬原体の製造場の変更に係る事前相談については、センターにおいて審査を行う。

3. 変更の届出の受理

2の審査により、組成を確認した農薬原体については、農薬の登録の申請者からの法第6条第2項の規定に基づく変更の届出を受理する。

Ⅲ 農薬原体の製造場又は製造工程の変更に係る事前相談に必要な試験成績等

1. 試験成績等の範囲

農薬原体の製造場又は製造工程の変更に係る事前相談に当たり、必要とされる試験成績等の範囲は、次のとおりとする。

なお、Ⅱ2.の審査の過程において、必要となる場合には、申請者に資料の追加提出を求めることがある。

(1) 原体規格が設定されている農薬原体

① 農薬原体の組成に関する試験成績

変更後の農薬原体について、「農薬の登録申請において提出すべき資料について」（平成31年3月29日付け30消安第6278号農林水産省消費・安全局長通知。以下「局長通知」という。）に規定する以下の試験成績を

(2) 原体規格が設定されていない有効成分を含有する農薬原体

既登録農薬等の有効成分であって、原体規格が設定されていない有効成分を含有する農薬原体の製造場の変更に係る事前相談については、センター及び農産安全管理課において審査を行う。

なお、センター及び農産安全管理課における審査の過程において、必要となる場合には、申請者に資料の追加提出を求めることがある。

3. 変更の届出の受理

2の審査により、組成を確認した農薬原体については、農薬の登録の申請者からの農薬原体の製造場又は製造工程の変更に係る法第6条第2項の規定による変更の届出を受理する。

Ⅲ 農薬原体の製造場又は製造工程の変更に係る事前相談に必要な試験成績等

1. 試験成績等の範囲

農薬原体の製造場又は製造工程の変更に係る事前相談に当たり、必要とされる試験成績等の範囲は、次のとおりとする。

(1) 原体規格が設定されている有効成分を含有する農薬原体

① 農薬原体の組成に関する試験成績

変更後の農薬原体について、「農薬の登録申請において提出すべき資料について」（平成31年3月29日付け30消安第6278号農林水産省消費・安全局長通知。以下「局長通知」という。）に規定する以下の試験成績を

提出すること。

- ・農薬原体中の成分の種類及び含有濃度
- ・農薬原体の製造方法
(製造工程の変更の場合のみ、提出が必要である。)
- ・農薬原体に含有されると考えられる不純物及びその由来
(製造工程の変更の場合のみ、提出が必要である。)
- ・農薬原体の組成分析
- ・農薬原体中のダイオキシン類の分析
- ・農薬原体中の成分の含有濃度の上限値及び下限値の設定
- ・添加物及び不純物の毒性
(毒性の比較が必要な場合のみ、提出が必要である。)

② 試験成績の概要及び考察

①で提出を求める試験成績について、「農薬の登録申請時に提出する資料について」(平成 26 年 5 月 15 日付け 26 消安第 537 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知。以下「課長通知」という。)で示す記載例に準じて作成した概要及び考察を提出すること。

(2) 原体規格が設定されていない農薬原体

① 農薬原体の組成に関する試験成績

変更後の製造場で製造する農薬原体について、局長通知に規定する以下の試験成績を提出すること。

- ・農薬原体中の成分の種類及び含有濃度
- ・農薬原体の組成分析

提出すること。

- ・農薬原体中の成分の種類及び含有濃度
- ・農薬原体の製造方法
(製造工程の変更の場合のみ、提出が必要である。)
- ・農薬原体に含有されると考えられる不純物及びその由来
(製造工程の変更の場合のみ、提出が必要である。)
- ・農薬原体の組成分析
- ・農薬原体中のダイオキシン類の分析
- ・農薬原体中の成分の含有量の上限値及び下限値の設定
- ・添加物及び不純物の毒性
(毒性の比較が必要な場合のみ、提出が必要である。)

② 試験成績の概要及び考察

①により提出する試験成績について、「農薬の登録申請時に提出する資料について」(平成 26 年 5 月 15 日付け 26 消安第 537 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知。以下「課長通知」という。)に規定する記載例に準じて作成した概要及び考察を提出すること。

(2) 原体規格が設定されていない有効成分を含有する農薬原体

① 農薬原体の組成に関する試験成績

変更後の製造場で製造する農薬原体について、局長通知に規定する以下の試験成績を提出すること。

- ・農薬原体中の成分の種類及び含有量
- ・農薬原体の組成分析

・農薬原体中のダイオキシン類の分析 ・農薬原体中の成分の<u>含有濃度</u>の上限値及び下限値の設定 ② 試験成績の概要及び考察 ①で提出を求める試験成績について、課長通知で示す記載例に準じて作成した概要及び考察を提出すること。 2. 試験成績等の提出方法等 1. (1) ①及び1. (2) ①の試験成績は、<u>電磁的記録により提出し、1. (1) ②及び1. (2) ②の試験成績の概要及び考察は、書面及び電磁的記録により提出すること。なお、1. (1) ①及び1. (2) ①の試験成績は、英語で記載されているものを提出することができる。</u> 別紙様式 年 月 日 <u>農林水産省消費・安全局農産安全管理課長</u> 又は <u>殿</u> <u>独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長*</u> 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 下記の農薬について、農薬取締法第6条第2項（第34条第6項において準用する同法第6条第2項）の規定に基づき農薬原体の製造場（製造工程）を変更し	・農薬原体中のダイオキシン類の分析 ・農薬原体中の成分の<u>含有量</u>の上限値及び下限値の設定 ② 試験成績の概要及び考察 ①により提出する試験成績について、課長通知に規定する記載例に準じて作成した概要及び考察を提出すること。 2. 試験成績等の提出方法等 1の(1)の①及び1の(2)の①の試験成績は、<u>電磁的記録に係る記録媒体1部を提出し、1の(1)の②及び1の(2)の②の試験成績の概要及び考察は、書面1部及び電磁的記録に係る記録媒体1部を提出すること。1の(1)の①及び1の(2)の①の試験成績は、英語で記載されているものを提出することができる。</u> 別紙様式 年 月 日 <u>農林水産省消費・安全局農産安全管理課長 殿</u> 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 下記の農薬について、農薬取締法第6条第2項（第34条第6項において準用する同法第6条第2項）の規定に基づき農薬原体の製造場（製造工程）を変更し
---	---

たく、必要書類を添えて事前相談を要請します。 記 (登録番号) (農薬名) (有効成分名) (変更の内容) * <u>Ⅱ 2. (1) ①に該当する場合は農林水産省消費・安全局農産安全管理課長宛て、Ⅱ 2. (1) ②又は(2)に該当する場合は独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長宛てとすること。</u> (注意) <u>用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。</u> (削る)	たく、必要書類を添えて事前相談を要請します。 記 (登録番号) (農薬名) (有効成分名) (変更の内容) (新設) (注意) <u>1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。</u> <u>2 字は、墨、インク等を用い、邦文にあっては楷書ではっきり書くこと。</u>
--	--

附 則

この通知による改正後の規定は、施行日以降に行われる事前相談の要請について適用する。